第1号様式（第17条関係）

設置

変更

　　　　　　　　　　　　　　　駐車施設　　　 承認申請書

|  |  |
| --- | --- |
| （宛　先）　京　都　市　長 | 　　　　　　　　年　　　　月　　　　日 |
| 申請者の住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地） | 申請者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者名）　　　　　　　　　　　　　電話　　　　－　　　　　　　 |

|  |
| --- |
| 　□第１項 　　　　　　　　　　　　□設置京都市駐車場条例第26条　□第２項　の規定により駐車施設の　　　　　の承認を申請します。　□第３項 　　　　　　　　　　　　□変更 |
| 代　　理　　者 | 住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地） |
| 氏名（法人にあっては、名称及び代表者名）電話　　　－　　　　 |
| 駐　車　施　設 | 所在地 | 京都市　　　　区 |
| 権利関係 | □所有権　　　□賃借権　　　□その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| 駐車施設の使用に関する契約等の相手方 | 住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地） |
| 氏名（法人にあっては、名称及び代表者名）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　電話　　　－　　　　 |
| 規模 |  | 広場式 | 建物式 | 機械式 | 計 |
| 自動車 | 台分（　　台） | 台分（　　台） | 台分（　　台） | 台分（　　台） |
| 自動二輪車 | 台分（　　台） | 台分（　　台） | 台分（　　台） | 台分（　　台） |
| 建　　築　　物 | 敷地 | 地名地番 | 京都市　　　区 |
| 用途地域 |  | 駐車場整備地区の指定の有無 | □有　□無 |
| 名　　　称 |  | 用　途　 |  |
| 工事の種別 | □新築　□増築　□用途変更　□その他 | 階　数 | 地上　　階　　　地下　　階 |
|  | 特　定　用　途 | 非特定用途 | 計 |
| 商業系施設 | 事務所等 | 工場等 |
| 届出部分の延べ面積（平方メートル） |  |  |  |  |  |
| 既存部分の延べ面積（平方メートル） | 基準日前 |  |  |  |  |  |
| 基準日以後 |  |  |  |  |  |
| 京都市駐車場条例の規定による駐車施設の規模 | 自動車 | 算定式台 |
| 特例による引下げ後の規模　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　台 |
| 自動二輪車 | 算定式台 |
| 申請の理由 |  |

注１　該当する□には、レ印を記入してください。

２　駐車施設の規模の欄の（　）内には、当該駐車施設全体の台数を記入してください。

３　「広場式」とは、屋根及び柱又は壁を有しない駐車施設をいいます。

４　「建物式」とは、建築物の中に設置される駐車施設をいいます。

５　「機械式」とは、昇降機等の機械装置により車両を駐車させる構造の駐車施設をいいます。

６　「駐車場整備地区」とは、駐車場法第３条第１項の規定による駐車場整備地区をいいます。

７　「基準日」とは、平成３年１０月１日をいいます。

８　「特定用途」とは、商業系施設、事務所等又は工場等をいいます。

　９　「商業系施設」とは、劇場、映画館、演芸場、観覧場、結婚式場、旅館、ホテル、料理店、飲食店、待合、キヤバレー、カフエー、ナイトクラブ、バー、舞踏場、遊技場、ボーリング場、百貨店その他の店舗、病院又は卸売市場をいいます。

10　「事務所等」とは、放送用スタジオ又は事務所をいいます。

11　「工場等」とは、公会堂、集会場、展示場、斎場、体育館、倉庫又は工場をいいます。

12　「非特定用途」とは、特定用途以外の用途をいいます。

　13　「特例による引下げ後の規模」とは、京都市駐車場条例第２６条の２第１項の規定による駐車台数を減じる措置を受けた後の駐車施設の規模をいいます。

　14　申請の理由の欄は、２以上の建築物の駐車施設を合わせて設置するときは、申請者以外に当該駐車施設の使用に関して権利を有する者の氏名及び住所（法人にあっては、名称及び主たる事務所の所在地）も記入してください。

　15　この申請書には、次に掲げる図書（変更の承認を受けようとする場合にあっては、当該変更をしようとする事項に係る図書に限る。）を添付してください。

　⑴　登記事項証明書又は使用契約書その他の駐車施設を継続して使用することができる権原を証する図書

　　⑵　駐車施設に関する付近見取図、配置図、各階平面図、自動車の出入口を有する面の立面図及び２面以上の断面図。ただし、駐車施設の全部が広場式であるときは、自動車の出入口を有する面の立面図及び２面以上の断面図は、不要です。

　⑶　建築物に関する配置図及び各階平面図

　　⑷　建築物に既存部分があるときは、当該既存部分に係る建築基準法第６条第１項、第６条の２第１項又は第１８条第３項に規定する確認済証の写し及びその用途別の延べ面積を記載した各階平面図

　　⑸　駐車施設が特殊な装置を用いるものであるときは、当該特殊な装置の構造図及び駐車場法施行令第１５条の規定による国土交通大臣の認定を証する書類の写し又は当該特殊な装置が当該認定を受けた特殊な装置と同等以上の能力を有することを証する書類